

第20期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年3月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所

渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル5階
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください）



PIXTA

目次

第20期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	15
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告	45

ピクスタ株式会社

証券コード：3416

株主の皆様へ



いつもピクスタをご支援いただきまして誠にありがとうございます。
2024年は、再成長へ向けたスタートを切る年と位置づけ、「ビジュアルプラットフォーム」構想のもと、PIXTA事業においては需要増が見込まれる機械学習向けデータ提供の強化、fotowa事業においてはAIを活用した付加価値提供への取り組み等、各事業において新たな戦略を推進してまいりました。その結果、大型案件の受注等の好条件も重なり、過去最高の売上・利益を達成することができました。

また、会社の理念・ビジョン実現に向けた「人事コンセプト」の策定や行動指針「ピクスタウェイ」の刷新など、組織が一丸となって前進していくための基盤づくりにも注力した一年となりました。

2025年は創業20周年、上場10周年の節目の年となります。2024年に取り組んできた諸々の施策を基盤として持続的な再成長の一步を大きく踏み出すとともに、今期からは配当も開始し、事業成長と株主の皆様への還元を両立しながら精進してまいりたいと考えております。
株主の皆様には引き続きご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長

古俣大介

企業理念

才能をつなぎ、世界をポジティブにする

グループビジョン

世界中の才能をつなげるクリエイティブプラットフォームを創造していく

ピクスタを創業した2005年当時、無数に埋もれているアマチュアカメラマンの存在に気づき、彼らが才能を活かせる機会を提供するべくPIXTAを開始しました。それからPIXTAを通じ、誰もが才能を活かせるフラットな世界の実現に向けて取り組んできました。

しかし、まだまだ多くの分野で才能が埋もれている現状があります。私たちはこれから、インターネット上に様々な分野で誰もが才能を活かせる機会を提供し、無数の埋もれた才能をn対nという形で世界につなげていきます。

そして自分の才能が世界につながり認められる感動、素晴らしい才能に出会う感動を数多く創造し、それら無数の感動の集積によって世界をポジティブにしていくことが私たちの使命です。

証券コード 3416
2025年3月10日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
ピクスタ株式会社
代表取締役社長 古 俣 大 介

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://pixta.co.jp/ir>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株式について」→「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3416/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ピクスタ」又は「コード」に当社証券コード「3416」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月26日（水曜日）午前10時 （受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号 朝日生命宮益坂ビル5階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第20期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

会計監査人選任の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

○本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、お送りする書面には記載しておりません。

・連結計算書類 「連結注記表」

・計算書類 「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した対象書類に含まれております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年3月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。

行使期限

2025年3月25日（火曜日）
午後5時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月25日（火曜日）
午後5時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

印刷枚数 他

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ロアインQRコード

見本

○●○●○●○●

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 >> (賛) に○印
- 反対の場合 >> (否) に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> (賛) に○印
- 全員反対の場合 >> (否) に○印
- 一部の候補者に反対の場合 >> (賛) に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

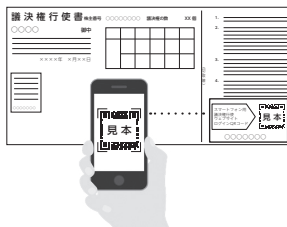
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

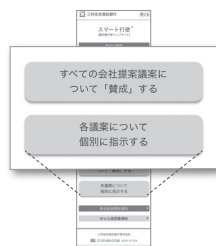
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

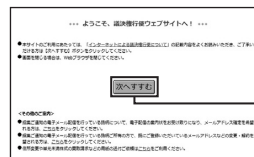
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

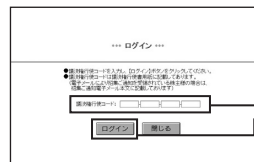
議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 ウェブサポートダイヤル

電話：0120-88-0768 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後9時

株主総会ライブ配信及び事前のご質問受付について

本株主総会当日に会場へご出席されない株主様のために、オンライン会議システムZoomを利用し、インターネット上にてライブ配信を行う予定です。

また、株主の皆様より本株主総会の目的事項等に関する事前のご質問をお受けいたします。

ライブ配信の視聴及び事前のご質問を希望される株主様は、当社IRサイト（<https://pixta.co.jp/ir>）上に掲載しております「第20期定時株主総会ライブ配信及び事前のご質問受付について」をご確認いただき、所定のお手続きを行っていただけますようお願い申し上げます。

【ライブ配信に関するご注意事項】

- 株主総会ライブ配信の視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において質問、議決権行使、動議を行うことができない旨を予めご了承のうえ視聴いただけますようお願い申し上げます。本ライブ配信を視聴される株主様におかれましては、インターネットまたは議決権行使書により議決権の事前行使をお願いいたします。
- Zoomアプリケーションのインストール方法、接続方法、機能等に関するお問合せにつきましては、弊社ではお受けできかねますのでご了承ください。
- ご使用端末の機種・性能等やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。株主総会当日におきましても接続できない、音声が聞こえない、等の個別のお問合せに対応することはできかねますので予めご了承ください。
- ご視聴いただけなかった株主様への録画・音声データのご提供及び後日のオンライン配信等は実施いたしませんのでご了承ください。なお、事業内容や業績、成長戦略等につきましては当社IRサイト（<https://pixta.co.jp/ir>）に説明資料・動画等を掲載しておりますので、是非こちらもご参照いただけますと幸いです。
- 視聴いただく際の通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ライブ配信の映像及び音声データの録画・録音並びに視聴URLの第三者への提供等は禁じます。
- 今後の状況により実施内容が変更となる可能性もございます。対応状況等につきましては、随時当社IRサイト（<https://pixta.co.jp/ir>）に掲載してまいりますので、適宜ご確認いただけますようお願い申し上げます。

【事前のご質問受付に関するご注意事項】

- 事前に頂戴したご質問のうち、株主の皆様のご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答いたします。頂戴したご質問すべてに必ずご回答することをお約束するものではありませんので、予めご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金45円
配当総額 78,021,990円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年3月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	こまた だいすけ 古俣 大介 (1976年9月26日)	2000年3月 株式会社ガイアックス入社 2002年1月 有限会社万来設立 取締役社長就任 2005年8月 株式会社オンボード（現 当社）設立 代表取締役社長就任（現任） 2013年11月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Director就任（現任） 2016年5月 PIXTA VIETNAM CO., LTD. 会長就任（現任） 2016年12月 PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Director就任 2017年3月 Topic Images Inc.理事就任 2023年1月 fotowa事業本部長就任（現任）	283,000株
2	うちだ こうたろう 内田 浩太郎 (1966年5月14日)	1989年4月 株式会社ワールド証券（現 株式会社SBI証券）入社 2000年3月 株式会社ダイレクトプラネット入社 取締役就任 2001年8月 株式会社フォトスタイル入社 常務取締役就任 2004年1月 株式会社インディード設立 代表取締役就任 2006年6月 当社取締役就任（現任） 2013年11月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director就任 2015年1月 当社コンテンツ本部長就任 2017年3月 Topic Images Inc.理事就任 2019年1月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director（現任）、PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Managing Director及び当社海外事業本部長就任 2021年1月 PIXTA事業本部管掌（現任）	77,100株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	えん どう けん じ 遠 藤 健 治 (1976年5月18日)	1999年 5 月 株式会社ガイアックス取締役就任 2010年10月 当社入社 2011年 3 月 当社取締役就任 (現任) 2015年 1 月 当社コマース&サービス本部 (現 プラットフ ォーム推進本部) 長就任 (現任) 2015年 7 月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director就任 2016年12月 PIXTA (THAILAND) CO., LTD.Managing Director 就任 2017年 3 月 Topic Images Inc.理事就任 2019年 1 月 PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Director就任 2020年 1 月 スナップマート株式会社取締役就任 2021年 1 月 当社インキュベーション本部長就任	275,400株
4	おん だ しげ お 恩 田 茂 穂 (1972年4月21日)	1998年 4 月 国際証券株式会社 (現 三菱UFJモルガン・ス タンレー証券株式会社) 入社 2000年 5 月 株式会社ガイアックス入社 2004年12月 中央青山監査法人入所 2007年 7 月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法 人) 入所 2011年 8 月 当社入社 管理部長就任 2015年 1 月 当社コーポレート本部長就任 (現任) 2015年 3 月 当社取締役就任 (現任)	26,220株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の選任理由

- (1) 古俣大介氏は当社の創業者であり、代表取締役社長として創業より当社グループの成長を牽引してまいりました。当社サービスに精通し事業開発及び企業経営に関する専門知識と豊富な経験を有していることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役候補者としております。
- (2) 内田浩太郎氏は広告・メディア業界におけるビジュアルコンテンツ活用についての専門的な知識とビジュアルコンテンツ制作に関する豊富な知識・経験を有しております。今後も当社のコンテンツ戦略を牽引していくことが期待されるため、取締役候補者としております。
- (3) 遠藤健治氏はITサービス全般及びシステム開発並びに事業開発における専門的な知識と経験を有しております。今後も、当社の開発部門の強化及び新規事業開発への寄与が期待されるた

め、取締役候補者としております。

- (4) 恩田茂穂氏は、公認会計士として財務及び会計における専門的な知識と経験を有しております。今後も、当社における経営管理体制の充実及び強化に寄与することが期待されるため、取締役候補者としております。

3. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

- (1) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

- (2) 保険料

保険料は全額会社負担としております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	うちだ く み こ 内 田 久 美 子 (戸籍名：宮本久美子) (1970年3月1日)	2000年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 鳥飼総合法律事務所入所 2011年4月 株式会社ミサワ 社外監査役（現 社外取締役 （監査等委員））就任（現任） 2016年1月 和田倉門法律事務所創設 パートナー弁護士就任（現任） 2016年5月 株式会社トレジャー・ファクトリー 社外取締役 就任（現任） 2016年7月 株式会社ビューティガレージ 社外取締役（監査 等委員）就任（現任） 2016年12月 株式会社インタートレード 社外監査役就任（現任） 2018年11月 当社 仮監査役就任 2019年3月 当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）	—
2	まつ もと こう すけ 松 本 浩 介 (1967年6月2日)	1987年1月 株式会社リョーマ入社 1988年6月 時刻表情報サービス株式会社 取締役就任 1999年6月 同社代表取締役就任 2004年7月 株式会社ザッパラス 取締役就任 2011年6月 株式会社enish 取締役就任 2016年3月 KLab株式会社 社外取締役（監査等委員）就任 （現任） 2016年3月 当社社外取締役就任 2016年5月 株式会社スタジオアタオ 社外取締役（監査等委 員）就任（現任） 2018年6月 株式会社サイバー・バズ 社外取締役就任（現任） 2019年3月 当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）	—

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	まる やま さとし 丸 山 聡 (1977年6月27日)	2007年 4 月 株式会社ネットエイジグループ（現 ユナイテッド株式会社）入社 2019年 3 月 当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2021年12月 StarshotPartners合同会社 代表社員就任（現任） 2022年 5 月 松竹株式会社 社外取締役就任（現任） 2024年 4 月 スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）	2,500株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 内田久美子氏、松本浩介氏及び丸山聡氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、内田久美子氏、松本浩介氏及び丸山聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要並びに在任期間について
- (1) 内田久美子氏は弁護士として企業法務に関する豊富な知見を有しており、他社の社外取締役、社外監査役等を歴任した経験を有しております。そのため、当社のコーポレートガバナンス強化への寄与が期待されることから、社外取締役（監査等委員）候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。また、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（仮監査役）であったことがあります。
- (2) 松本浩介氏は、他社の代表取締役又は取締役を歴任し培われた企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。そのため、当社のコーポレートガバナンス強化への寄与が期待されることから、社外取締役（監査等委員）候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
- (3) 丸山聡氏は、ベンチャーキャピタルにおける成長企業に対するアドバイザリー経験及び上場企業における経営管理等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。そのため、当社のコーポレートガバナンス強化への寄与が期待されることから、社外取締役（監査等委員）候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、内田久美子氏、松本浩介氏及び丸山聡氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等

賠償責任保険契約を締結しております。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(1) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

(2) 保険料

保険料は全額会社負担としております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに東陽監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が東陽監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、同法人は当社の会計監査を適切かつ妥当に行われることを確保する体制を整えており、新たな会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年12月31日現在)

名 称	東陽監査法人		
事 務 所 住 所	東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル6階		
出 資 金	211百万円		
構 成 人 員	代表社員	7名	
	社員	42名	
	公認会計士	193名	
	公認会計士試験合格者	46名	
	その他の専門職員	30名	
	事務職員	22名	
	合計	340名	
沿 革	1971年1月	監査法人日東監査事務所を設立	
	1981年11月	虎ノ門共同事務所との統合を機に東陽監査法人に 名称を変更、大阪事務所、名古屋事務所を設置	
	2005年1月	監査法人西村会計事務所と合併	
	2006年10月	東都監査法人と合併	
	2018年7月	Crowe Globalへ加入	

以上

事業報告

(2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、インバウンド需要の高まりや雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調となっているものの、世界的な金融引き締め局面からの転換期を迎える中、米中対立やウクライナ紛争の長期化といった地政学リスクを抱えており依然として先行き不透明な状況が継続しております。

当社グループを取り巻く環境としましては、スマートデバイス、スマートフォン（以下、スマホ）アプリやインターネット広告（動画広告を含む）の普及に伴い、これまで以上にインターネットでのデジタル素材の活用機会が増えております。また、近年、スマホに付属するカメラ機能の高機能化やアプリの加工技術の向上により誰もが手軽に高品質の写真撮影ができるようになり、さらに撮影したスマホ写真をソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿・共有するスタイルが若年層を中心に定着してきました。加えて、ライフイベントごとの撮影機会の増加やSNSでの写真共有の増加に伴い、個人の撮影サービス市場は拡大するとともに、顧客ニーズは多様化しております。また、画像認識に関する機械学習については、深層学習技術の発展等によりその精度は向上し続けており、自動運転・セキュリティ分野などの様々な分野での活用が加速していくなかで、学習データの重要性は高まっております。さらに、近年ではAIを用いた自動画像生成等の技術革新が進んでおります。

このような状況の下で、当社グループは「才能をつなぎ、世界をポジティブにする」という企業理念の下、主にデジタル素材マーケットプレイス「PIXTA（ピクスタ）」、出張撮影プラットフォーム「fotowa（フォトワ）」を運営してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,882,381千円（前期比9.9%増）、営業利益は574,196千円（前期比71.3%増）、経常利益は566,766千円（前期比87.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は393,051千円（前期比50.3%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

イ. PIXTA事業

PIXTA事業において、定額制の月間購入者数累計は、少量ダウンロードプランの利用ユーザーが増加したこと等により、143,713人（前期比0.7%増）となりました。一方、単品の月間購入者数累計は、大口案件の発生等により売上は増加したものの年賀状用途で購入ユーザーの減少等により、106,967人（前期比10.2%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,564,820千円（前期比10.2%増）、うち定額制売上高は、1,341,588千円（前期比0.1%増）となりました。また、セグメント利益は、1,090,154千円（前期比22.8%増）となりました。

ロ. fotowa事業

fotowa事業において、新生児撮影の増加が寄与し、累計撮影件数は30,111件（前期比3.1%増）となりました。また、当連結会計年度におけるギフト券の失効に伴う売上の計上額は4,240千円と前期の8,874千円から減少しました。これは、前期は新型コロナウイルス感染症による行動制限に伴い有効期限を延長していたギフト券について、延長後の有効期限が到来し失効したことにより増加していたためです。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は211,299千円（前期比2.2%増）となりました。また、セグメント損失は、広告宣伝費を抑制させたこと等により、58,438千円（前期はセグメント損失90,540千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は23,007千円であり、その主なものは、自社利用ソフトウェアの制作であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2021年12月期)	第 18 期 (2022年12月期)	第 19 期 (2023年12月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売 上 高 (千円)	2,813,160	2,787,412	2,621,639	2,882,381
経 常 利 益 (千円)	116,722	187,358	302,135	566,766
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	184,147	121,830	261,559	393,051
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	81.20	55.07	125.29	211.02
総 資 産 (千円)	2,439,990	2,335,838	2,305,072	2,609,660
純 資 産 (千円)	887,018	909,393	988,527	1,159,664
1 株当たり純資産額 (円)	382.41	403.89	489.55	649.16

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

また、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2021年12月期)	第 18 期 (2022年12月期)	第 19 期 (2023年12月期)	第 20 期 (当事業年度) (2024年12月期)
売 上 高 (千円)	2,674,893	2,669,394	2,621,639	2,882,381
経 常 利 益 (千円)	83,780	185,902	299,719	563,532
当 期 純 利 益 (千円)	151,710	120,844	259,596	390,901
1 株 当 た り 利 益 (円)	66.89	54.63	124.35	209.87
総 資 産 (千円)	2,379,733	2,270,882	2,286,917	2,587,683
純 資 産 (千円)	883,338	903,859	980,752	1,148,905
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	380.79	401.37	485.58	642.95

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
また、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
PIXTA VIETNAM CO., LTD.	3百万円	100%	システム開発事業

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

近年のデジタルデバイスの普及並びにSNS広告を含むインターネットメディア及び動画広告を始めとするインターネット広告市場の拡大、また著作権等に関するコンプライアンス意識の高まりを受け、デジタル素材のニーズは今後もさらに増加していくものと想定されます。

また、主にSNSの普及を背景としたライフイベント時の撮影ニーズ増加・ライフイベントの多様化を受け、家族写真撮影の市場も拡大・多様化の傾向にあります。

一方、画像認識に関する機械学習については、深層学習技術の発展等によりその精度は向上し続けており、自動運転・セキュリティ分野などの様々な分野での活用が加速していくなかで、学習データの重要性は高まっております。さらに、近年ではAIを用いた自動画像生成等の技術革新が進んでおります。

このような経営環境のもと、当社グループが優先的に対処すべき課題は以下のとおりと認識しております。

① 収益基盤の強化

当社グループは、主力サービスであるPIXTA事業においてデジタル素材販売による収益基盤を構築し、PIXTA事業で得られる利益をもとに新規事業への投資を行っております。事業拡大による飛躍的な成長を遂げるために、収益基盤の強化は重要な課題であると認識しております。

今後もPIXTA事業を安定的に成長させていくため、長期的な収益基盤の軸となる定額制販売の強化及び販売素材の充実に努めてまいります。

また、fotowa事業及びその他の新規事業においても、顧客獲得施策を推進し、収益基盤の構築に取り組んでまいります。

② 新規サービス・新規事業の立ち上げ

現在、当社グループにおいては複数のクリエイティブ・プラットフォームを運営しておりますが、既存のプラットフォームの強みを生かした新規サービス・新規事業の開拓は課題の一つであると認識しております。

今後も、素材のジャンル拡大や販売方法・提供サービスの多様化等、ユーザーにとって価値のある新規サービス・新規事業を検討し展開していきたいと考えております。

③ サービスの継続的改善及び技術革新への対応

当社グループが展開する事業は、技術革新や顧客ニーズの変化等の激しい業界であり、特に近年では、AIを用いた自動画像生成等の制作技術革新が進んでおり、運営サービスの継続

的な改善は不可欠な課題であると認識しております。

この課題に対応するため、AI技術の積極的な活用により新たな顧客層の開拓やユーザビリティの向上に努めてまいります。また、サイト・サービスの安全性強化及び安定運用のための施策についても引き続き取り組んでまいります。

④ 人材の確保・育成

事業拡大及び経営体制の強化のために、優秀な人材の確保・育成は不可欠な課題であると認識しており、当社グループ理念に共感する優秀な人材を獲得するための採用施策及び企業理念や行動指針であるピクスタウェイの共有等に取り組んでおります。

また、当社では、既にリモートワーク体制を原則とした勤務体制を整備しておりますが、今後も、社員が生産性を最大化できる環境で業務に取り組めるような体制の整備を推進してまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

企業価値の継続的な向上を図るにあたり、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくことが不可欠であると認識しております。そのため、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事業区分	事業内容
PIXTA事業	インターネット上で写真・イラスト・動画・音楽等のデジタル素材の販売を行う「PIXTA（ピクスタ）」の運営
fotowa事業	出張撮影プラットフォーム「fotowa（フォトワ）」の運営

(6) 主要な営業所（2024年12月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本	社	東京都渋谷区
---	---	--------

② 子会社

PIXTA VIETNAM CO., LTD.	本社：ベトナム共和国ハノイ市
-------------------------	----------------

(7) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
P I X T A 事業	57名	5名減
f o t o w a 事業	20名	3名減
そ の 他	21名	3名増
全 社 （ 共 通 ）	18名	5名減
合 計	116名	10名減

(注) 1. 従業員数には、契約社員を含み、当社グループから当社グループ外への出向者及び臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。

(注) 2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
71名	7名減	39.05歳	7.65年

(注) 従業員数には、契約社員を含み、当社から社外への出向者及び臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	15,000千円
株式会社三井住友銀行	4,964千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数

8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数

2,296,640株 (自己株式 (562,818株) を含んでおります)
- (3) 株主数

1,337名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
古 俣 大 介	283,000	16.32
遠 藤 健 治	275,400	15.88
株 式 会 社 ガ イ ア ッ ク ス	160,000	9.23
株 式 会 社 S B I 証 券	91,844	5.30
内 田 浩 太 郎	77,100	4.45
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	66,700	3.85
楽 天 証 券 株 式 会 社	50,100	2.89
西 村 裕 二	45,000	2.60
吉 田 真 士	40,100	2.31
恩 田 茂 穂	26,220	1.51

(注) 1. 当社は、自己株式を562,818株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 5 回 新 株 予 約 権	第 1 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年4月17日	2022年4月15日
新 株 予 約 権 の 数		439個 (注) 1.	296個 (注) 1.
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 43,900株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 100株)	普通株式 29,600株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり145,500円 (1 株当たり 1,455円)	新株予約権 1 個当たり136,200円 (1 株当たり 1,362円)
権 利 行 使 期 間		2022年5月8日から 2030年4月16日まで	2024年5月10日から 2032年4月14日まで
行 使 の 主 な 条 件		(注) 2.	(注) 2.
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役及び監査等 委 員 を 除 く)	新株予約権の数 160個 目的となる株式数 16,000株 保有者数 4名	新株予約権の数 170個 目的となる株式数 17,000株 保有者数 4名

(注) 1. 当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

		第 1 7 回 新 株 予 約 権	第 1 8 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2023年4月21日	2024年4月19日
新 株 予 約 権 の 数		200個 (注) 1.	441個 (注) 1.
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 20,000株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 100株)	普通株式 44,100株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり81,100円 (1 株当たり 811円)	新株予約権 1 個当たり92,300円 (1 株当たり 923円)
権 利 行 使 期 間		2025年5月17日から 2033年4月20日まで	2026年5月11日から 2034年4月18日まで
行 使 の 主 な 条 件		(注) 2.	(注) 2.
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役及び監査等 委 員 を 除 く)	新株予約権の数 125個 目的となる株式数 12,500株 保有者数 4名	新株予約権の数 355個 目的となる株式数 35,500株 保有者数 4名

(注) 1. 当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 1 8 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2024年4月19日	
新 株 予 約 権 の 数		441個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 数 新 株 式 の 種 類 と		普通株式 44,100株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 100株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 新 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 92,300円 (1 株当たり 923円)	
権 利 行 使 期 間		2026年5月11日から 2034年4月18日まで	
行 使 の 条 件		(注)	
使 用 人 等 へ の 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 86個 目的となる株式数 8,600株 交付対象者数 2名	

(注) 1. 当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 (fotowa事業管掌)	古 俣 大 介	PIXTA ASIA PTE.LTD. Director PIXTA VIETNAM CO., LTD. 会長
取 締 役 (PIXTA事業本部管掌)	内 田 浩 太 郎	PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director
取 締 役 (プラットフォーム推進本部管掌)	遠 藤 健 治	
取 締 役 (コーポレート本部管掌)	恩 田 茂 穂	
取 締 等 委 員 (監 査 等 委 員)	内 田 久 美 子 (戸籍名：宮本 久美子)	和田倉門法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ミサワ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社トレジャー・ファクトリー 社外取締役 株式会社ビューティガレッジ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社インタートレード 社外監査役
取 締 等 委 員 (監 査 等 委 員)	松 本 浩 介	KLab株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社スタジオアタオ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社サイバー・バズ 社外取締役
取 締 等 委 員 (監 査 等 委 員)	丸 山 聡	StarshotPartners合同会社 代表社員 スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 松竹株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 内田久美子氏、松本浩介氏及び丸山聡氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 内田久美子氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な知見を有しており、他の会社の社外取締役、社外監査役等を歴任した経験を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 松本浩介氏は、他社の代表取締役又は取締役を歴任し培われた企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 丸山聡氏は、ベンチャーキャピタルにおける成長企業に対するアドバイザー経験及び上場企業における経営管理等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。

5. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置しており、内部監査部門とも連携の上、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 当社は、監査等委員である取締役内田久美子氏、松本浩介氏及び丸山聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査等委員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

1. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。なお、当該保険契約では、背信行為及び犯罪行為等法令違反を被保険者が認識しながら行った行為や、違法に得た私的利益または便宜供与等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

2. 保険料

保険料は全額会社負担としております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予めその内容を監査等委員会にて審議し、妥当性を確認しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、以下に掲げる項目の観点から決定するものとしております。

- ・業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の向上に資する健全なインセンティブとして機能するものであること
- ・株主との価値共有を促進するものであること
- ・透明性・客観性を重視し、適切なプロセスにより決定されること

また、社外取締役については、独立性の観点から、基本報酬のみを支給することとしております。

ロ. 業績連動報酬を除く金銭報酬（以下「固定金銭報酬」という。）、業績連動報酬及び非金銭報酬の額等の決定に関する方針（報酬を支給する時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬として、月例の固定報酬を支給することとしており、個人別の支給額は当社にて策定したガイドラインに基づき決定することとしております。

また、業績連動報酬、非金銭報酬として、毎年一定の時期に、当社グループの中長期的な企業価値向上及び当社株主との価値共有を目的として、当社ガイドラインに基づきストック・オプションを付与することとしております。

ハ. 固定金銭報酬の額、業績連動報酬の額等及び非金銭報酬の額等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、経済状況や市場における他社報酬水準等を参考に、積極的な投資を阻害しないよう適切に設定することとしております。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会にて審議を行い決定することとしております。なお、取締役会決議に先立ち監査等委員会にて内容の妥当性につき審議を行うものとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬の額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員会で協議の上決定することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
監査等委員を除く 取締役 (うち社外取締役)	67,159 (一)	60,000 (一)	— (一)	7,159 (一)	4 (0)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	— (一)	— (一)	3 (3)
合 計 (うち社外取締役)	76,759 (9,600)	69,600 (9,600)	— (一)	7,159 (一)	7 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年3月26日開催の第14期定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、同株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。また別枠で、2020年3月26日開催の第15期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年3月26日開催の第14期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
3. 非金銭報酬等の内容として、当事業年度に係るストック・オプション報酬の費用計上額である7,159千円を含めております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役内田久美子氏は、和田倉門法律事務所のパートナー弁護士、株式会社ミサワの社外取締役（監査等委員）、株式会社トレジャー・ファクトリーの社外取締役、株式会社ビューティガレージの社外取締役（監査等委員）及び株式会社インタートレードの社外監査役であります。各兼職先と当社との間には人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である取締役松本浩介氏は、KLab株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社スタジオアタオの社外取締役（監査等委員）及び株式会社サイバー・バズの社外取締役であります。各兼職先と当社との間には人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である取締役丸山聡氏は、StarshotPartners合同会社の代表社員、スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）及び松竹株式会社の社外取締役であります。兼職先と当社との間には人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 （監査等委員） 内田久美子	当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査等委員会14回すべてに出席いたしました。 主に、弁護士としての専門的見地に基づく助言、牽制を期待しており、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。
取締役 （監査等委員） 松本浩介	当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査等委員会14回すべてに出席いたしました。 主に、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく助言、牽制を期待しており、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 丸山 聡	当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査等委員会14回すべてに出席いたしました。 主に、ベンチャーキャピタルにおける成長企業に対するアドバイザリー経験及び上場企業における経営管理等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づく助言、牽制を期待しており、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行について著しい障害があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該事案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は定められた職務権限及び業務分掌に基づいて業務を執行する。
- ② 内部監査規程に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査担当者を置き、各部門の業務執行の状況等について監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会及び監査等委員会に対しても内部監査の状況等を報告する。
- ③ 各本部長及び部長は、本部又は部固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ④ 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、外部弁護士等を相談先とする内部通報制度を構築し、「社内通報規程」に従って適切に対応する。

(2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理する。
- ② 必要に応じ、取締役はこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は「リスク管理規程」を定め、当社及び当社子会社において発生する可能性のあるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備し、定期的に見直すものとする。
- ② リスク情報等については、経営会議、取締役会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに関しては、それぞれの担当部署にて必要に応じて研修の実施、マニュアルの整備等を行うものとし、組織横断的なリスクの監視及び全社的な対応はコーポレート本部が行うものとする。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策チームを設置し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ④ 内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は月に1回、又は必要に応じて随時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し、実行する。
 - ② 経営会議は代表取締役社長、取締役、執行役員その他代表取締役社長が指名する者で構成し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役社長が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議する。
 - ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行する。また、適宜会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じて取締役会に対し、経営政策、経営戦略等を進言するものとする。
 - ④ 各部門においては「職務権限規程」、「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を受け、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。
- (5) 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社及び関連会社の管理を担当する部門は、「関係会社管理規程」に基づいて子会社等の状況に応じて必要な指導・支援を実施する。
 - ② 内部監査担当者は、当社の子会社等の管理状況及び子会社等の業務活動について内部監査を実施する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査等委員会を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ① 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助する使用人を定める。監査等委員会は当該使用人に職務の執行に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ② 監査等委員会を補助する使用人の人事異動は、監査等委員会の承認を事前に得るものとする。
- (7) 取締役及び使用人並びに子会社等の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて文書を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

- ② 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ③ 監査等委員会に報告を行った当社グループの取締役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、内部監査担当及び会計監査人と連携を図り、定期的に情報交換を行うものとする。
- ② 監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合には、随時弁護士等より専門的な立場からの助言を受けるものとする。
- ③ 監査等委員である取締役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、すみやかに当該費用の支払いを行う。

(9) 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び財務報告の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言する。
- ② 当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止する。
- ③ 当社は、反社会的勢力への対応統括部署を法務部と定め、反社会的勢力による不当要求、組織的暴力及び犯罪行為に対しては、マニュアルを整備し、直に対応統括部署に報告・相談する体制を整備している。
- ④ 定期的に反社会的勢力との関係の有無を調査し、取引先がこれらと関わる事が判明又はその疑いが生じた場合、すみやかに取引関係を解消する。
- ⑤ 当社では、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察及び弁護士等との外部の専門機関と連携体制を構築する。
- ⑥ 対応統括部署に反社会的勢力にかかわる情報の収集・管理を一元化し、役員及び使用人に対して定期的にコンプライアンス研修を実施する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、当事業年度においては定時取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催いたしました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

(2) 監査等委員会による監視

当社は、監査等委員会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて臨時に監査等委員会を開催しており、当事業年度においては監査等委員会を14回開催いたしました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

また、監査等委員である取締役は取締役会に出席するとともに経営会議等の社内重要会議の議事録を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

(3) コンプライアンス体制の運用

当社は、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、社内通報規程の整備を行うとともに、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

(4) 内部監査の実施

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しております。内部監査の結果については、内部監査担当者から代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,510,960	流 動 負 債	1,449,996
現 金 及 び 預 金	1,826,422	買 掛 金	447,556
売 掛 金	583,483	1 年 内 返 済 予 定 の 金	19,964
そ の 他	101,411	長 期 借 入 金	
貸 倒 引 当 金	△357	未 払 金	79,732
固 定 資 産	98,699	未 払 法 人 税 等	164,107
有 形 固 定 資 産	7,791	契 約 負 債	559,960
工 具 、 器 具 及 び 備 品	7,791	そ の 他	178,675
無 形 固 定 資 産	65,696	負 債 合 計	1,449,996
ソ フ ト ウ エ ア	65,264	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	431	株 主 資 本	1,123,174
投 資 そ の 他 の 資 産	25,211	資 本 金	332,437
投 資 有 価 証 券	8,087	資 本 剰 余 金	322,437
敷 金 及 び 保 証 金	3,550	利 益 剰 余 金	1,009,023
繰 延 税 金 資 産	11,861	自 己 株 式	△540,723
そ の 他	1,711	その他の包括利益累計額	2,345
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,345
		新 株 予 約 権	34,143
		純 資 産 合 計	1,159,664
資 産 合 計	2,609,660	負 債 純 資 産 合 計	2,609,660

連結損益計算書
(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金	額
売上	高					2,882,381
売上	上	原	高			978,352
売上	上	総	利			1,904,029
販売費及び一般管理費						1,329,832
営業外収益						574,196
受取利息				139		
受取補償金				1,142		
受取手数料				3,477		
講演料等収入				983		
その他				1,196		6,939
営業外費用						
支払利息				211		
為替差損				3,765		
支払手数料				10,336		
その他				55		14,369
経常利益						566,766
新株予約権戻入益				3,519		3,519
税金等調整前当期純利益						570,285
法人税、住民税及び事業税				178,292		
法人税等調整額				△1,058		177,233
当期純利益						393,051
親会社株主に帰属する当期純利益						393,051

連結株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	332,437	322,437	616,363	△312,358	958,880
当 期 変 動 額					
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			393,051		393,051
自 己 株 式 の 取 得				△230,052	△230,052
自 己 株 式 の 処 分			△391	1,687	1,296
新 株 予 約 権 の 発 行					—
新 株 予 約 権 の 失 効					—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	392,659	△228,365	164,294
当 期 末 残 高	332,437	322,437	1,009,023	△540,723	1,123,174

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括 利 益 累 計 額 合		
当 期 首 残 高	1,512	1,512	28,134	988,527
当 期 変 動 額				
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				393,051
自 己 株 式 の 取 得				△230,052
自 己 株 式 の 処 分				1,296
新 株 予 約 権 の 発 行			9,528	9,528
新 株 予 約 権 の 失 効			△3,519	△3,519
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	833	833	—	833
当 期 変 動 額 合 計	833	833	6,008	171,136
当 期 末 残 高	2,345	2,345	34,143	1,159,664

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,492,670	流 動 負 債	1,438,777
現 金 及 び 預 金	1,824,527	買 掛 金	447,556
売 掛 金	583,483	1 年 内 返 済 予 定 の 金	19,964
そ の 他	85,016	長 期 借 入 金	
貸 倒 引 当 金	△357	未 払 金	86,963
固 定 資 産	95,012	未 払 法 人 税 等	163,783
有 形 固 定 資 産	4,040	契 約 負 債	559,960
工 具 、 器 具 及 び 備 品	4,040	そ の 他	160,549
無 形 固 定 資 産	66,405	負 債 合 計	1,438,777
ソ フ ト ウ ェ ア	65,973	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	431	株 主 資 本	1,114,762
投 資 そ の 他 の 資 産	24,567	資 本 金	332,437
関 係 会 社 株 式	11,340	資 本 剰 余 金	322,437
敷 金 及 び 保 証 金	1,365	資 本 準 備 金	322,437
繰 延 税 金 資 産	11,861	利 益 剰 余 金	1,000,610
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,000,610
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,000,610
		自 己 株 式	△540,723
		新 株 予 約 権	34,143
		純 資 産 合 計	1,148,905
資 産 合 計	2,587,683	負 債 純 資 産 合 計	2,587,683

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書
(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額
売上高	2,882,381			
売上原価	978,352			
売上総利益	1,904,029			
販売費及び一般管理費	1,333,089			
営業利益	570,939			
受取利息	106			
受取手数料	3,477			
受取補償金	1,142			
講演料等収入	983			
その他の収入	1,196			6,905
営業外費用				
支払利息	211			
為替差損	3,765			
支払手数料	10,336			14,313
経常利益	563,532			
特別利益				
新株予約権戻入益	3,519			3,519
税引前当期純利益	567,051			
法人税、住民税及び事業税	177,208			
法人税等調整額	△1,058			176,149
当期純利益	390,901			

株主資本等変動計算書
(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
				繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	332,437	322,437	322,437	610,101	610,101	△312,358	952,617
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				390,901	390,901		390,901
自 己 株 式 の 取 得						△230,052	△230,052
自 己 株 式 の 処 分				△391	△391	1,687	1,296
新 株 予 約 権 の 発 行							－
新 株 予 約 権 の 失 効							－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	390,509	390,509	△228,365	162,144
当 期 末 残 高	332,437	322,437	322,437	1,000,610	1,000,610	△540,723	1,114,762

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	28,134	980,752
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益		390,901
自 己 株 式 の 取 得		△230,052
自 己 株 式 の 処 分		1,296
新 株 予 約 権 の 発 行	9,528	9,528
新 株 予 約 権 の 失 効	△3,519	△3,519
当 期 変 動 額 合 計	6,008	168,153
当 期 末 残 高	34,143	1,148,905

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

ピクスタ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小川 高 広
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 白 取 一 仁
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ピクスタ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクスタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

ピクスタ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小川 高 広
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白 取 一 仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ピクスタ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

ピクスタ株式会社 監査等委員会

監査等委員長 内田 久美子 印

監査等委員 松本 浩介 印

監査等委員 丸 山 聡 印

(注) 監査等委員内田久美子、松本浩介及び丸山聡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

年間トピックス (2024年1月1日～12月31日)

- 2月 ● PIXTAにてOpenAIを活用した「PIXTA検索アシスタント」開始
- 4月 ● fotowa、累計撮影件数12万件突破を発表。リピート率は過去最高に
- 5月 ● fotowa、「AIにおまかせ“自動フォトブック”」機能を開始
- 6月 ● AIデータライセンシング業界のリーディングカンパニーを代表する新しい業界団体「Dataset Providers Alliance」へ創設メンバーとして参画
- 8月 ● fotowa、新しいニューボーンフォト(新生児撮影)のジャンルとして「ライフスタイルニューボーンフォト」を提供開始
- PIXTA、2024年1～6月の機械学習用画像・動画データの受注額が2023年7～12月と比べ約3.3倍に増加したことを発表
- 9月 ● 法人向け出張撮影サービス「PIXTAオンデマンド」の登録カメラマン1,000人突破
- 12月 ● PIXTAの画像・動画・音楽素材が累計1億点を突破



株主優待のご案内

ご所有株式数に応じて出張撮影プラットフォーム「fotowa（フォトワ）」の5,000円割引クーポンを贈呈しております。この機会にぜひfotowaの出張撮影をご体験ください。

ニューボーンフォトや
七五三等の撮影事例を
多数掲載中！

fotowa公式サイトはこちら
<https://fotowa.com>





株主総会会場ご案内図

会 場 渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目
9番8号
朝日生命宮益坂ビル5階
(会場場所のお問い合わせ)
渋谷サンスカイルーム
電話 03 (3406) 2085

交 通

電車 J R (山手線・埼京線・湘南新宿ライン)
渋谷駅 (宮益坂口)
東急東横線 渋谷駅
東急田園都市線 渋谷駅
京王井の頭線 渋谷駅
東京メトロ (銀座線・半蔵門線・副都心線) 渋谷駅
* 地下鉄連絡通路をご利用の場合はB3番出入口が便利です。

資源節約のため、当日ご出席の際はこの「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

当社IR情報サイトのご案内

決算資料・有価証券報告書及び各種リリースを掲載しております。
メディア紹介事例やプレゼンテーション動画もご覧いただけますので、よろしければご参照ください。

IRサイト

<https://pixta.co.jp/ir> または

ピクスタ IR 検索